



情報提供資料

「FWりそな円建債券アクティブファンド」が投資対象とする指定投資  
信託証券の追加のお知らせ

2021年6月24日

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「FWりそな円建債券アクティブファンド」が投資対象とする指定投資信託証券を  
2021年6月24日に追加いたしましたので、お知らせいたします。

記

■ 投資対象として追加した指定投資信託証券の概要と選定のポイント

ファンド名	Oneヘッジ付外国債券アクティブファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）		
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社		
実質的な 投資対象	世界主要国(日本を除く)の公 社債	設定日	2021年6月10日
運用の概要	構造分析による金融市場の長期トレンドを認識した上で、循環分析および市 場分析を併せて行うことで中期および短期トレンドにも配慮した運用戦略に より、安定的な超過収益の獲得を目指す運用です。		
選定の ポイント	一貫した運用プロセスが経験豊富な運用者によって実現されており、安定的 な超過収益の獲得が期待できます。		

今後も信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行って参ります。

引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上

## ご注意事項等

### 【お申込みに際してのご留意事項】

#### ○投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をよくご覧ください。

#### ○投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

##### ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 上限 3.30% (税込)

信託財産留保額 ありません

##### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) 上限年率 1.98% (税込)

##### ■その他の費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。ただし、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

上記の費用の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に表示することができません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、弊社が運用するすべての公募投資信託の内、投資者のみなさまにご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」をご覧ください。

### 【本資料のお取扱いにおけるご留意事項】

- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 運用実績等の記載内容は過去のものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により、運用方針が変更される場合があります。
- 本資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権、その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 本資料の記載内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### 【投資信託をご購入されるときのご留意事項】

- 投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書交付目論見書および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」等を販売会社よりお渡しますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割込むことがあります。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
- 投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また証券会社以外でご購入された場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

